児童福祉施設の機能と役割に関する研究

一大都市における児童の養護ニーズの測定とその予測に関する研究―その 1

主任研究者

吉澤英子(研究第9部)

共同研究者

岩 崎 浩 三 (東京都児童相談センター)

大 嶋 恭 二 (東洋英和短大)

高橋利一(至誠学園長)

滝 口 桂 子(埼玉県立衛生短大)

福島 一雄(希望の家副園長)

近年の都市における児童の養護問題の多発化,複雑化の背景には、家庭の機能の変化にともなう児童の養育観の変化によるところが大きい。そして児童をとりまく生活環境(養育環境)に諸々の影響を及ぼしてきている。

表1に示すように児童人口に対する相談処理件数の比 率は,大都市ほど大きいが,児童相談所利用率は都市に少 ない。さらに児童相談処理件数に対する施設処理件数の 比率は、また都市に高くなっている。表1は、各都道府 県の全国平均と,政令都市を挙げてその比率を表示した ものである。つまり相談処理件数に対する施設処理件数 の比率をみてもわかるように、都市ほど緊迫した危機的 要素を多分に含んだ問題のあることが、明らかにされ ている。とくに大阪,神戸,福岡,東京の順にすべて高 率を示している。今回は東京を取りあげ、既存諸データ -の分析及び養護施設、乳児院、養育家庭センターの児 童ケース,さらに都内の簽護率の高い四地区を選定し, 保育所保母と児童館児童厚生員に対し表3餐護ニーズの 予測,測定に関連したデーターを得る為の質問紙記入法 による調査を実施した。加えて、表2に示すように都内 民生・児童委員 8,400余人の中から,単位民協を対象に して1,333人に要養護児童に関する意識調査及び61年度 1 ケ年間に取扱った要養護児童の個別 (ケース) 調査を 実施した。これらすべての総合的な報告は,本報告とし て次回にゆずり今回は、3ケ年計画の初年度の報告とし て、施設児童個別調査結果のみにとどめおくことにす る。

§ 1. 施設入所児童個別調査実施に際して

高齢化社会をむかえ、次代を担う児童の健全育成をは かるための強化策が叫ばれている一方で、育児能力をも たない親の出現、家庭の機能の変化にともなう児童問題 の発生等、社会的養護のニーズの高まりか顕著になって きている。同時に児童福祉施設の従来からの機能の見な

表 1 児童相談に関する諸比率

		利用率	
項目	相談処理件数	児相利用件数	施設処理件数
都市別	児童人口	児童人口	相談処理件数
札幌市	0.123	0.644	19.68
	0.077	0.735	10.67
東京特別区	0.149	0.607	24.50
	0.129	0.565	22.90
横浜市	0.083	0.506	15.34
	0.065	0.492	13.64
川崎市	0.160	0.521	28.69
	0.084	0.543	15.90
名古屋市	0.088 0.079	0.558 0.580	13.93
京都市	0.079 0.064	0.694	13.79 6.94
大阪市	0.250	0.673	36.54
	0.237	0.694	33.48
神戸市	0.292	1.081	27.43
	0.269	0.908	29.81
広島市	0.098	0.992	10.60
北九州市	0.115	0.615	19.12
	0.096	0.685	14.05
福岡市	0.154	0.938	.17.08
	0.176	1.107	18.16
全国平均	0.098	0.748	13.02
	0.084	0.764	11.02

^{*}注1……児童人口

⁰ 歳~18歳未満

^{*}注2……児童相談所統計により作成

^{*}注3……上段:1970年,下段:1980年

表 2 調査対象民生児童委員及びケース

地	区	別	民生児童委員数	要後護児童ケース
23	区	部	670人	90人
26	市	部	648	86
2	郡	部	15	3
	計		1,333	179

表 3 調査対象保育所及び児童館

地場	見別	保育公	育所 民	児童館	養護相談件数 児 童 人 口
江	東	31	14	18	18.09
品	Ш	37	10	25	20.57
新	宿	30	10	19	25.24
武蔵	村山	12	2	2	29.36
	t	110	36	64	全体平均 13.34

表 4 調査対象施設及び施設入所児童

施	設	種	別	施設数	児童ケース数
乳	y	2	院	10施設	440ケース
簽	菱	施	設	4 9	1,819
簽育	家庭	セン	ター	7	205
	1	†		6 6 施設	2,464ケース

*注1:兄弟姉妹ケースは、1ケースとして扱う。

*注2:民間施設(社会福祉法人)のみ。

おし、積極的な施設機能は何か(先取り機能)その役割 は何か等、再検討の時期とされる現状ともいえるのでは ないか。児童福祉法制定40年余を経た今日、時代の変化と ともに,施設入所経験をもつ親の子ども,つまり二世代 にわたる施設入所ケースも散見され注目されてきている。

そこで、現時点における都内の乳児院、養護施設、養 育家庭センターにかかわる職員を対象に、担当児童の背 景の詳細について調査を実施した。表4に示すように66 施設、2.464ケースに、次のような項目での質問記入法 をとった。

①児童の措置時における状況全般、措置時における家 族員の状況, ②児童自身の状況全般について, ③措置時 における家族及び本児の生活一般について, ④児童の実 父母について, ⑤本児の出生時の状況, 実父母の結婚状 況、⑥本児の出生時からの養育状況、⑦本児の家庭と親 族との関係について等である。

§ 2. 調査実施方法及び期間について

施設入所児童調査実施にあたり、東京都社会福祉協議 会児童部会を通じ、各施設調査担当者を1~2名(施設 規模によって) 選出方を依頼し,事前に調査に関する説明 会をもった。そして記入の仕方、質問内容の解釈、確認 の段階をふみ昭和62年9月~12月にかけて、その時点にお ける在園児童すべてについて実施依頼をした。児童票, ケース記録あるいは、可能な限り親とのかかわりをもち ながら記入することを願ったのである。

日常児童処遇にかかわり乍らの職員が、この調査にあ たったことも多かった為と、親の状況を調べることなどに 手間どり、より困難を極め、回収が大巾におくれた。 また 設問によっては「不明」「わからない」の回答も多くみら れたことは残念であるが、同時にそのこと事態意味があ るようにも伺われた。

§ 3. 調査結果概要

対象施設入所児童の入所に関係した児童相談所は、中 央児童相談センターが19.5%で最も多く、次いで北、墨 田、品川、台東児童相談所がそれぞれ11%前後となって いる。措置年については、養護施設では昭和53年~58年 の44.3%、 養育家庭センターでは50年~55年42.4%, 乳 児院では、61年が44.7で、全体では在園期間(乳児院を のぞいて)6年~8年が最も多く44~45%となっている 現状である。

△3-1 措置時の児童をめぐる状況

• 措置時における家族状況は表5の如く、簽護施設では 父子家庭が多く39.0%で,乳児院では,核家族及び母子 家庭が多くなっている。

男女比は、各種施設共通で男子(55.6%)の方が女子 (42.8%) を上回っている。措置時の年齢は、当然のこと であるが乳児院は、その71.3%が0歳。1歳が23.8%、發 護施設で3~5歳が29%、6歳~11歳,26.2%となって おり、後育家庭の場合は、0歳が過半数(51.7%)学童 期が22.4%となっている。

- 児童の父母の学歴をみると(表6)中卒が多くそれも 母親の場合である。父子、母子家庭の場合は,何れかが 不明、いないの項目になっており、それが非常に高率を 示していることがわかる。
- ・次いで、入所理由を父母別にみてみると、表7の如く で、最も多いのは、共通に離婚等によるものである。そ れも母側の家出、行方不明が顕著にあらわれている。ま た病気、入院等の内訳をみても、心身の病気をもって生

表 5 措置時の家族構成

(単位:%)

施設別	乳 児 院	養護施設	養育家庭	計。
項目別	4.4.0	1,819	2 0 5	2,464
・核 家 族 の み	2 7.7	1 6.3	1 1.2	1 7.9
他の家族員のいる核家族	0.0	0.1	0.0	0.0
• 祖父母がいる三世代家族	0.6	0.1	1.0	0.3
祖父がいる三世代家族	0.2	. 0.2	0.5	0. 2
祖母がいる三世代家族	2. 0	0.4	0.5	0.7
・父 子 家 庭 の み	1 5.6	3 9.0	1 5.6	3 2.9
祖父(母)のいる父子家庭	2. 2	2. 0	0.5	1. 9
他の家族のいる父子家庭	0.4	. 0.7	0.0	0.6
・母 子 家 庭 の み	2 7.5	1 8.5	2 7.8	2 0.9
祖父(母)のいる母子家庭	4.5	1.8	1.5	- 2.3
他の家族のいる母子家庭	. 0.6	0.3	0.5	0.4
その他	1.8.1	1 9.9	4 0.9	2 1.3
計	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0

表 6 入所児童の父, 母の学歴

施設別	乳!	見 院	簽 渡	施設	後 育	家庭	3	† :
	4	4 0	1, 8	1 9	2	0 5	2, 4	6 4
項目別	父	・・母	父	母	父	母	父	母
義務教育未了	0.2	0.6	1.2	1.5	5.8	9.2	1.4	2.0
中学卒	20.9	31.8	37.7	39.4	16.5	39.5	32.9	38.1
専門学校卒	0.6	2.2	0.4	1.2	1.5	0.5	0.6	1.3
高校中退	5.9	7.9	5.8	5.4	3.0	5.3	5.6	5.9
高校卒	15.2	27.2	15.3	14.7	14.1	17.5	15.2	17.2
髙専,短大卒	0.9	3.4	0.3	1.4	0.0	0.5	0.4	1.7
大学卒以上	9.7	3.6	. 3.9	0.3	3.0	0.5	4.8	0.9
その他	0.2	0.4	1.1	0.4	1.0	0.0	0.9	0.4
在学中	1.4	3.6	0.7	0.4	0.0	1.5	0.8	0.9
いない,不明	44.8	18.9	33.2	45.7	54.6	25.4	36.6	31.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表7 児童の施設入所理由(実父・母側にみられる要因)

(M.A.)

	施設別	乳児	1 院	後 誕	施設	養 育	家 庭	<u>a</u> .	t
			4 0	1,8	1 9	2	0 5	2, 4	6 4
項E	別	父 側	母側	父側	母側	父側	母側	父 側	母側
離	婚 等	20.0	37.6	42.3	66.3	50.2	53.3	38.9	59.2
1	家出, 行方不明	8.2	18.9	12.4	32.3	23.4	25.4	12.5	29.3
2	死 亡	0.7	3.9	2.7	7.4	2.4	4.9	2.4	6.6
3	離婚	8.4	8.2	25.5	25.2	18.5	17.1	21.8	21.5
4	内縁解消	2.7	1.6	1.7	1.4	5.9	5.9	2.2	1.8
病気	入 院 等	2.6	37.4	10.1	29.2	4.5	32.2	8.0	30.8
(§	病気(身体的)	0.9	6.4	4.0	4.1	2.0	7.8	3.2	4.8
6	病気(精神的)	0.5	11.1	2.4	11.1	1.0	10.7	1.9	11.1
7	その他の傷病	0.0	0.9	0.2	0.3	0.0	0.5	0.1	0.4
8	入院(身体的)	0.7	10.5	2.1	4.1	1.0	4.4	1.7	5.2
9	入院(精神的)	0.5	8.0	1.0	8.4	0.0	8.3	8.0	8.3
100	入院(その他の傷病)	0.0	0.5	0.4	1.2	0.5	0.5	0.3	1.0
出産	,就労等	16.6	39.6	27.2	14.9	12.7	39.0	24.1	21.3
0	出 産	0.0	5,0	0.0	0.7	0.0	1.0	0.0	1.5
12	未婚出産	0.0	20.9	0.0	7.1	0.0	22.4	0.0	10.9
(3)	就 労	15.5	12.1	23.7	5.8	9.8	11.2	21.1	7.3
149	拘 留	1.1	1.6	3.5	1.3	2.9	4.4	3.0	1.6
7 1	レ 中 等	0.9	0.5	4.0	1.9	2.4	2.4	3.4	1.7
(15)	アル中,酒乱	0.9	0.5	3.4	1.0	2.4	2.4	2.9	1.1
16	薬物中毒	0.0	0.0	0.6	0.9	0.0	0.0	0.5	0.6
虐	待 等	0.2	2.6	2.3	2.4	2.9	0.5	2.0	2.3
0	虐 待	0.0	2.1	2.2	2.3	2.9	0.5	1.9	2.1
(18)	性的虐待	0.2	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2
監護	能力欠如等	6.2	18.2	16.3	28.0	17.5	46.8	14.5	27.7
(9)	監護能力なし	2.3	8.2	8.2	11.7	6.8	19.0	7.0	11.7
Ø	後育意志なし	3.9	10.0	8.1	16.3	10.7	27.8	7.5	16.0
生	舌 苦 等	9.5	15.2	17.8	15.3	12.7	10.7	15.8	14.9
@	贫 困	1.1	4.3	5.2	3.9	3.9	2.9	4.3	3.9
22	サ ラ 金	3.2	3.6	6.1	5.3	2.0	1.5	5.2	4.7
8	その他	5.2	7.3	6.5	6.1	6.8	6.3	6.3	6.3

活をしているもの、長期入院をしているものの率が母側に高くあらわれている。監護能力欠如等についても、養育家庭、養護施設においてより高率を占めているのが母側の要因である。貧困、アルコール中毒の場合は、父側の要因がはるかに高くなっている。いずれの場合においても、母側の要因によって児童の施設入所という結果をもたらしていることは明らかである。

・措置時の児童の年齢(表8)をみると,乳児院は0歳児が71.3%を占めているのは当然であるが,養育家庭において51.7%と過半数が0歳という結果は,比較的多い状況を示している。

表 8 措置時の児童の年齢

(%)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	施設別乳児院		養護施設	養育家庭	計
項目	剔	4 4 0	1,819	205	2.464
0	歳	71.3	13.9	51.7	27.3
1	歳	23.8	6.9	5.8	9.9
2	歲	3.1	9.8	5.8	8.3
3 ~	~5歳	0.2	29.0	11.7	22.4
6~	~8歳	0.0	15,0	7.3	11.7
.9 ~	-11歳	0.0	11.2	3.4	8.5
12~	~14歳	0.0	8.9	6.8	7.1
15~	~17歳	0.0	2.5	4.4	2.2
18~	~19歳	0.0	0.1	0.0	0.1
不	明	1.4	2.2	3.0	2.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

養護施設で0歳が13.9%, 1歳及び2歳が16.7%となっているのは、乳児院を付設している場合とみられる。その多くは $3\sim5$ 歳29%, $6\sim8$ 歳15%, $9\sim11$ 歳11.2%となっている。

- ・措置時における児童の居住地別をみると、都内のいわゆる下町地区及び東部地区に29.6%、約3割弱が居住しており、次いで西部、南部、山の手という状況である。前述した発護率でみると(表1の方式で都内各区、各市部別に算出したもの)、発護率及び入所率の高い地域である。しかし利用率は低い場合があり、必らずしも一致していない。
- ・同じく措置時における父母の有無(表9)についてみると、乳児院では、実母84%実父66.4%となっており、養護施設では、父母ともにほぼ同率を示している。

乳児院、養育家庭に母親の率の高いのは、未婚の母が

多いことをあらわしているといえる。

・父母の年齢は、何れも共通で、30~39歳代が30~35% を占めている。養護施設及び養育家庭に、とくに母親の 20歳~24歳、更に25歳~29歳が最も多くなっていること

表9 父・母親の有無とその内訳

(%)

_				,	-		
	\	施設	设别	乳児	完發護施設	養育家庭	計
項	目另		\	44(1,819	205	2,464
	ķ)	,	<u>გ</u>	84.7	75.2	84.3	78.0
		実	母	84.0	72.6	79.9	. 75.7
母		継	母	0.2	2.0	1.0	1.3
		簽	母	0.5	0.5	1.5	0.6
親		里	母	0.0	0.2	2.0	0.4
	しが	ζ ι ,	祁明	15.2	24.6	15.6	21.9
		計		100.0	100.0	100.0	100.0
	ķ١	7	3	66.4	74.0	56.5	70.9
		実	父	65.6	71.0	51.7	68.4
父		継	父	0.0	1.5	1.0	1.2
		簽	父	0.6	1.4	2.0	1.0
親		里	父	0.2	0.1	2.0	0.3
ı	いな	ζ۱,	不明	33.6	26.0	43.5	29.1
		計		100.0	100.0	100.0	100.0

表10 児童相談所への来所経路

施設別	乳児院	養護施設	發育家庭	計
項目別	4 4 0	1,819	205	2,464
児童福祉施設	5.0	5.0	1.5	4.7
福祉事務所	47.0	18.6	14.6	23.4
保 健 所	2,5.	0.7	1.0	1.0
警察関係	5.6	5.8	11.7	6.3
医院・病院	8.8	2.1	12.1	4.2
幼稚園・保育 所・学校	0.2	2.2	4.3	2.0
民生児童委員	2.9	2.8	1.0	2.6
その他	1.5	2.8	3.9	2.6
直接来所	21.3	42.7	33.6	38.1
不 明	4.7	16.8	16.1	14.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

施設別	乳 児 院	後 護 施 設	簽育家庭	計
項目別	4 4 0	1,819	2 0 5	2,464
直接現施設へ	94.0	54.4	16.0	58.3
乳児院から	0.9	23.0	21.9	19.0
乳児院→幼児後護施設→現施設	0.0	5.5	8.7	4.8
乳児院→里親→現施設	0.0	0.7	0.5	0.6
里 親 から	0.0	0.6	2.4	0.6
幼児養護施設から	0.0	6.9	5.3	5.5
教護院から	0.0	0.4	0.0	0.3
母子寮から	2.0	1.1	0.0	1.2
その他	2.5	6.8	44.8	9.2
不 明	0.5	0.1	0.0	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

から、養育能力の問題も考えられよう。

・表10による児童相談所への来所経路は、乳児院では福祉事務所47.0%、養護施設、養育家庭では直接来所が42.7%、33.6%となっており、緊急保護の状況である場合が多く、とくに養育家庭においては警察、病院関係からのものがみられる。また児童相談所に来所してきたものについては、父親が多く、平均して41.8%、次いで、18.0%の母親となっている。しかし母親の場合の内訳をみると養育家庭25.3%、その他の人に23.9%で、養護施設より高率になっている。父親の場合は、養護施設が最も多く45.4%、乳児院37.7%と母親よりもはるかに高率である。児童の年齢別にもよるが、育児能力に欠ける父親が、職業との関係で児童への対応を必然的に困難にさせていることがわかる。

△3-2 入所児童の概況 (現状)

・まず、入所児童自身についてみると、「特に問題はない」とするものが、70%でその他に「発達のおくれ(精神的)」「意学」「暴力」「ぬすみ」「無断外出」「放浪ぐせ」などである。「特に問題はない」としながらも、問題の複雑性や、高年齢児なるが故の処遇上の課題を、処遇担当者はかかえて悩んでいるのである。在所期間は、現時点で乳児院を除いて1~2年未満12.8%、3~5年14.4%、2~3年11.4%、5~7年14.3%で、2~10年にまたがって77.8%が養護施設である。乳児院では6ヶ月未満36.5%と多いのは、一時保護やベビーホテル問題の対策に関連しているものと思われる。

・ 表11の現施設への入所経緯をみると直接現施設へとするものは乳児院94.0%と大部分であるが、養護施設の場合は54.4%であり、その他での多くが乳児院からである。 養育家庭の場合は、東京ではその多くが養護施設を媒体にしている関係かとも思われるが、直接養育家庭にが16.0%と非常に少なくなっている。

その他の場から養育家庭にとするもの44.8%と多いのは、以前に施設入所の経験があり、一時家庭復帰(親戚、知人を含む)し、間をおいているものが含まれている。 乳児院や幼児養護施設の経験のある児童は、可能な限り家庭生活の経験を味わせることの必要性にかんがみ、養育家庭にとする傾向がある。

- ・次いで、施設入所中に家族との関係をどのように維持しようとしているかについて示したのが表12である。 月に1回は家族との関係を保っているものが、乳児院 48.1%、養護施設29.1%、となっているが、養育家庭の 場合は僅か1.5%である。そして「全くない・ほとんど ない」とするものが85.3%と高率を示している。いうま でもなく、養育家庭では親権とのからみもあって、親と の関係の薄い状況の児童であることが明らかになってい る。
- ・表13は入所児童の知能指数をあらわしたものであるが、 乳児院の場合未測定の価が大きい。養護施設及び養育家 庭にいる児童は、その多く(約60%)は、普通の指数以 上を示しているが、ボーダーラインの児童は約20%を占 めている。したがって一般家庭児童との相違は少ないが、

, M	設別	乳児院	後 護 施 設	簽 育家庭	ā†
項目別		440	1,819	205	2,464
1ヶ月に2回	以上	38.1	6.8	1.0	11.9
1ヶ月に	1 回	10.6	22.3	0.5	18.4
2ヶ月に1回]程度	7.5	11.8	1.0	10.1
1年に3~	4 回	8.6	16.5	5.3	14.2
ほとんど	ない	11.3	18.0	6.8	15.9
全 く な	ζş	18.1	21.0	78.5	25.2
わからない, 家	族なし	5.5	3.4	6.8	4.0
함		100.0	100.0	100.0	100.0

表13 入所児童の知能指数

(%)

施設別	乳児院	後護施設	後育家庭	ä †
項目別	440	1,819	205	2,464
50以下	0.9	0.4	0.0	0.5
51~70	1.3	2.1	0.5	1.9
71~90	1.8	14.9	10.7	12.2
91 ~ 110	10.0	46.2	46.8	39.8
111 ~ 130	3.1	20.3	15.6	16.9
131以上	0.4	. 1.4	2.0	1.3
未測定,不明	82.3	14.2	24.4	27.2
ät	100.0	100.0	100.0	100.0

学業不振児の問題は深刻な課題となっているのが現状である。

・表14の入所児童の在園、在学状況では、中学生が最も多く、次いで小学校の高学年、及び高校生となっている。 養護施設は勿論のこと、養育家庭の場合でも中学2~3年から高校生の年代にかけての児童が多く、40%以上となっており、その対応に困難や不安の状況が見うけられるのである。困難な対応、その背景にある児童が保有している問題は、情緒的不安定及び精神的疾患をもつものが多くみられ、その結果夜尿や失禁、反発、反抗、施設内での弱いものいじめ、過度な依存生活、怠学という状況を呈している。

△3-3 入所児童の実父母の問題状況

o措置時点における実父母の有無については、3−1で ふれているが、ここでは(表15)入所児童が可能な親と

表14 入所児童の在園,在学状況

(%)

*(14)()))(075-2 PER) PC 3 0/00 (07)							
施設別	乳児院	養護施設	發育家庭	計			
項目別	440	1,819	205	2,464			
國内保育児	18.4	12.0	0.0	12.2			
幼 稚 圀 児	0.0	8.9	10.2	7.4			
小学1~3年生	0.0	15.2	21.9	13.1			
小学4~6年生	0.0	18.8	20.0	15.5			
中 学 生	0.0	28.3	26.3	23.0			
高校生(全日制)	0.0	10.6	14.1	9.1			
高校生(定時制)	0.0	0.9	1.0	0.8			
専門学校生	0.0	3.4	0.0	2.5			
在学していない	80.2	0.6	4.3	14.9			
その他	1.3	0.7	2.0	0.9			
不 明	0.0	0.1	0.0	0.1			
計	100.0	100.0	100.0	100.0			

のかかわりという視点からみてみると、その多くは母親との同居が明示されている。但し養護施設では父親との同居の可能性が高い。これは前述したところであるが父子世帯となって、養護施設入所という経過をたどっていることをより明らかに示しているとみられる。

・実父母の職業では、各施設共通していることは、父親技能工、生産工、その他単純労働、運輸関係が30%、母親の場合は、サービス業が15%で、無職が25~40%となっている。就業形態は、記入者(処遇担当者)がよく把握しておらず、回答された約60%のなかでは、半数が常勤、あとは日雇、臨時あるいは失業中となっている。給与状況についても、半数が「よくわからない」という実状のなかで月給が25%、日給が4.3%で、あとは出来高払いとか時間給となっている。職場の規模も小さく10人未満が、わかる範囲内で多い。(把握できているもの20%の中で)

・月収についても、30%の把握で、15万~20万、10万~15万未満、20万~25万という順で、それぞれ14~15%となっており、その範囲でみれば、経済的な貧困状況とはいい難い。10万未満も約6%、25万~30万未満6.6%、30万~40万未満3.3%である。回答できる状況でない現状では、おおよその傾向としての受けとめしかできない。・一方で、生活保護受給状況をみると、現在受給中は全体14.7%、乳児院では7.7%、養護施設では16.3%である。月収については比較的明確に生活保護受給状況が把握で

施設別	乳り	見院	養 護	施設	後 育	家 庭	ā	t
	4	1,819		2 0 5		2, 4 6 4		
項目別	父との	母との	父との	母との	父との	母との	父との	母との
〈死 別〉	1.1	3.6	3.6	8.3	3.4	4.8	3,2	7.1
一時的な行方不明	3.1	7.9	4.5	10.6	8.7	10.2	4.6	10.1
長期入院	0.9	7.0	1.6	9.1	1.0	7.3	1.4	8.6
<別 居>	7.2	6.1	10.6	13.5	8.2	10.7	9.8	11.9
永続的な行方不明	5.4	4.5	9.4	14.8	21.9	13.1	9.7	12.9
<生 別>	19.0	5.0	11.7	13.7	23.4	21.4	14.0	12.8
一時的な別居状態	5.4	6.1	2.3	1.7	2.9	4.8	2.9	2.8
<同 居>	45.2	53.6	47.1	24.1	15.6	23.4	44.1	29.3
よくわからない	12.2	5.9	8.9	3.8	14.6	3.9	9.9	4.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

きている。尚,過去に受給経験をもつ親は,養護施設の 場合が多くても約10%程度である。

- ・借金やローン等の状況についても、30%の把握状況下で、100~250万程度が9%、500万以上が5%、50万~100万程度5%となっている。この点については、状況把握が非常に困難である。
- ・以上の状況(30%程度の把握状況)をふまえて、生活水準からみると(収入額という点のみでなく、生活態度も含めた記入者の評価によると、全体で下に属するもの22%、中の下10.1%、中の中7.4%としており、とくに養育家庭においては、下とするもの30.2%と他に比して高率を示している。
- ・最近入所経験のある親の子女が、再び入所児童となる傾向が報じられているので、その状況についての調査によれば、母親の入所歴が父親より僅か1%であるが多くなっている。全体で入所歴をもつ父親は2%、母親は3%程度である。入所した施設は、婦人保護施設、養護施設保験は設、母子寮、少年院の順になっており、養護施設経験は母親の方が多くみられる。父親の場合は刑務所が母親よりも多くみられる。
- ・実父母の東京への転入理由については(判明しているのは約70%であるが)その多くが東京在住であり、その他については、就職の為上京が父母ともにそれぞれ26.5%と24.3%で第1位を示している。次いで転職のためとするもの、出稼ぎによるもの、各地を転々として、たまたま東京に在住したもの、家出したものとなっており、就

職の為というような主目的のあるものではないのである。 母親に結婚の為とするものが多少みられる程度である。

・続いて、居住状況についてみると(表16)、民間アパートを借りているものが、約半数となっている。次いで

表16 居住形態 (%)

施設別	乳児院	後護施設	養育家庭	計
項目別	440	1,819	205	2,464
持家, 持マンション	11.3	8.2	5.8	8.6
都営住宅, 都営 アパート	6.5	10.6	6.8	9.6
公団アパート	1.5	2.1	1.0	1.9
社 宅	2.9	1.8	1.5	1.9
借家,民間アパ ート	42.2	54.5	39.0	51.0
住 込 み, 寮	2.7	3.6	3.4	3.4
簡易宿泊所,飯 場	1.1	1.0	1.5	1.1
社会福祉施設	3.4	2.1	2.4	2.3
その他	17.0	6.0	10.7	8.4
わからない,住所 不定,家庭なし	11.0	9.6	27.8	11.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表17 実父母の行動上の問題

(M.A.)

(%)

施設別	乳!	見院	簽 護	施設	養 育	家庭	i i	† <u>,</u>
	4	4 0	1,8	1 9	2	0 5	2, 4	6 4
項目別	父	母	父	- 母	父	日 :	父	母
ギャンブル	0.9	0.0	9.9	0.8	6.3	0.5	8.0	0.7
異性問題	4.1	11.1	6.5	18.9	3.9	21.5	5.9	17.7
無気力・怠惰・遊興	5.0	5.5	14.4	10.3	16.6	13.7	12.9	9.7
浪 費	1.4	4.3	8.2	8.6	9.3	9.3	7.1	7.9
放浪	2.7	12.1	6.3	18.5	6.3	21.5	5.6	17.6
犯罪	2.1	2.1	6.1	1.9	4.9	2.9	5.2	2.0
その他の行動上の問題	2.1	5.0	4.2	5.0	2.9	4.4	3.7	5.0
特に問題はない	33.0	30.2	28.4	16.8	10.2	10.7	27.7	18.7
わからない	53.2	43.4	38.7	56.2	62.9	54.3	43.3	51.8

都営住宅が9.6%,持家や持マンションが8.6%である。簡易宿泊所あるいは飯場は1.1%,非常に少ない状況を呈している。住所不定とするものも1割程度みられる。借家の場合,把握されているケースは少ないので何とも言い難いが,収入の家賃の占める割合は,10%~30%が,把握できているケースで%を占めている。住居の状況によっても異るが,この比率からいえることは,一般状況と大差があるわけではない。

・実父母の心身の状況について、「特に問題はない」と するもの父34.6%, 母21.2%を示しているが, 母親の精 神的な病気が(父親の約7倍)約20%を示し,父親の場 合はアルコール、薬物の中毒が約9%程度となっている。 乳児院の場合は例外で2%程度である。母親の精神発達 のおくれは,養育家庭に12.2%,全体では6.5%である。 ・また行動上の問題をみると、表17の如く「特に問題な し」とするものは乳児院で、父母ともに30~33%である が、養護施設になると少なくなっている。いずれにして も「わからない状況」が多いので、把握可能な状況下で 傾向としてとらえる他ないわけである。その中でも父親 の無気力,怠惰,遊興によるものが多く、母親は、異性 問題,放浪,そして無気力,怠惰が顕著になっている。 実父母の生活態度及び性格特徴についてみると、処遇 担当者が接する範囲で把握したもので(父親30~40%。 母親40~50%の把握率)「行動のだらしなさ」「性的だら しなさ」があげられ、ともに母親側に問題性が高い。と くに「性的だらしなさ」は、父親の約4倍になっている。 「乱暴」については、父親が母親の3倍強となっており、

「情緒的未熟さ」においては、母親に顕著な現象があらわれている。父親の「小心」な生活態度と母親の「感情的」な生活態度が組合せられているのではないかと思われる。これらについては、民生児童委員調査、同じく地域でかかわりをもった要後護ケースについての親の行動上の問題及び生活態度の結果と一致している。中でも怠惰及び職場、近隣からの孤立がより顕著にあらわれている。

△3-4 入所児童の実父母の結婚時及び本児の出生を めぐる状況

・入所児童の実父母の結婚形態は,表18にみる如く届出婚が過半数となっている。内縁や同棲の状況にあるもの及び未婚が全体で25%その中で,乳児院及び養育家庭に未婚状態が,養護施設の9.5%に比して多く20以上となっている。養護施設に入所する時点では、離婚による家

表18 結婚の形態

施設別	乳児院	養護施設	養育家庭	計
項目別	440	1,819	205	2,464
届出婚	52.5	74.3	48.7	68.2
内縁, 同棲	19.0	10.3	18.0	12.5
未 婚	20.0	9.5	21.4	12.4
その他	1.1	1.5	3.9	1.7
わからない	7.5	4.1	7.8	5.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

庭崩壊が多くなっている状況と一致するとみることができよう。つまり、届出婚による結婚ではあるが、結果として離婚という状況になって入所という経過をたどってきているのである。

○その離婚経験をもつ実父母の組合せをみると (表19)

表19 離婚経験の組合せ

(%)

施設別	乳児院	後護施設	後育家庭	計
項目別	440	1,819	205	2.464
実父一初婚 実母一初婚	30.4	44.8	23.9	40.5
実父一初婚 実母一再婚	3.6	5.7	2.4	5.0
実父一再婚 実母一初婚	6.5	6.9	3.4	6.6
実父一再婚 実母一再婚	5.0	5.2	2.4	4.9
不 明	54.3	37.2	67.8	42.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

実父母ともに初婚であるものが全体で40.5%, 養護施設は44.8%と他の施設よりも多くみられている。離婚経験, その状況についての把握も困難で, 40%~60%の把握率によるものである。

- ・実父母の結婚についてその両親の賛意の有無をみると、「賛成された」及び「反対された」とするもの、何れも5.8%、「親に知らせずに結婚した」とするものは僅か2%程度である。
- ・入所児童の出生時における期待度は(表20)、全体では24.5%が「期待された」出生であるが「望まれず」の出生率は10.5%、とくに養育家庭に24.8%と高くなっている。いわば親との関係が、出生時より思わしくないものが「養育家庭のもとで生活するような対応となっていることが明らかになっている。また本児の出生をめぐって夫婦関係が崩れ、入所原因となる例も少くないことを物語っている。これは(表21)戸籍上の地位によっても非嫡出子の「無認知」22.7%及び32.6%となっていることからもよくわかるのである。
- ・次に実父母の出生後の養育態度状況をみても望まれずに出生したことを反映している。すなわち、「放任」「拒否的」な態度が、実父母ともに10~23%としてあらわれている。とくに母親に拒否、育児放棄が顕著にあらわれている。調査記入者(処遇担当者)が把握している割合が、30~40%の範囲での結果であるが、それは一つの予

表20 入所児出生にあたっての親の意識

(%)

	施設別	乳児院	養護施設	養育家庭	<u>3</u> †
項目別		440	1,819	205	2,464
期待さ	れた	28.2	25.1	11.7	24.5
両親の意見	見の相異	4.5	2.6	2.4	2.9
無関	心	2.0	2.5	8.7	3.0
望ま	れ ず	17.5	7.2	24.8	10.5
よくわか	らない	47.7	62.4	53.2	59.0
#		100.0	100.0	100.0	100.0

表21 入所児の戸籍上の地位

(%)

	施設別	乳児院	姿護施設	發育家庭	計
項目別		440	1,819	205	2,464
嫡	出 子	55.0	78.4	47.8	71.7
非嫡出子	- (認知)	9.3	5.7	5.3	6.3
非嫡出子	(無認知)	22.7	7.9	32.6	12.6
F (の 他	1.8	1.3	4.8	1.7
わか	らない	11,1	6.5	9.2	7.5
ě	it	100.0	100.0	100.0	100.0

想できる結果とみてもよいであろう。

以上、施設入所児をめぐる措置時の状況、その実父母の状況を中心に、ごく概略を記述してきたが、何れも実父母状況は、把握に困難を極めていることがわかる。しかし共通して、親及び本児にとっての祖父母の状況把握は、30~40%の域を超えることが不可能であることを表しているともいえるのである。

施設入所児童と同一ケースを地域で民生児童委員が対応したわけではないが、民生児童委員が一年間に取扱った要簽護児童個別調査にあらわれている結果と同傾向がみられることから、施設児童の実父母状況把握率が低いが、(それ以上は望めない事から)予測傾向としてみてもよいのではないかと思料される。したがって、既存の基礎統計資料等の分析と照合の際に、配慮を加えつつ活用していく予定である。加えて、地域における児童館厚生員、保育園保母の要簽護ニーズに関する内容をも考察資料としていきたい。

§ 4 今後の調査研究過程について一本報告にむけて一 前述してきた内容は、全く本研究の一部にすぎないが 今後にむけて、その他の調査結果との照合、クロス方法 を考慮し、大都市の特徴との関連及びその裏付け基礎指標をチェックする必要があろうかと思われる。したがって、①児童人口率の推移、死亡率と婚姻率の相関、有配偶率と離婚率、家族バターンの変化率等を基礎的指標として、今回の「児童相談諸比率」の推移及び単親出現率、有子就労婦人率と児童の福祉阻害諸現象の出現率等を組合せた類型化を試行したいと考えている。

次に、②地域(大都市東京の特徴を考慮した)類型化を要養護ニーズと思われる諸事項を検討した上で、その傾向を地域的にクローズアップすることにより、地域別にその対応が可能か否かを確めたいと考えている。

なお、大都市における後護ニーズ発生過程の予想として次のようなメカニズム(試行)が考えられるのではないかと思料される。

△大都市の特徴として (一般的に)

・人口密度,夜間人口と昼間人口の格差大,人口の%は 第三次産業従事者,巨大な消費人口,24時間都市として の動きの中で就業形態の多様化,就業時間のさまざまの 動き,競争や管理の強化,高い生活水準と多様な文化の 交錯,公害などがあげられる。

○その影響から,住宅・土地問題の異常な形態,地域の 連帯感の稀薄さ,物価高,便益と刺激過剰,教育水準の 高度化(受験戦争),余暇の拡大,自然の喪失などの現象 があらわれる。

△その結果として家族形態及び生活の場面における状況 特徴

・家族形態の変化、核家族化、少子化、生活空間の狭少化、職住の遠隔化、ストレスの増大と裏腹に欲求の増大及び欲求不満の増大等生活環境の悪化、家族機能の低下と生活レベルの多様化が顕著にあらわれてくる。これらの現状を裏付けるものとして、昭和60年全国児童相談所の統計から、人口10万比にみる養護相談件数は、非大都市に比して大都市は 1.5倍を示している。その内容も、実父母があっても、児童の福祉阻害現象が多くみられている。つまり親の生活と児童の生活の間で競争・管理化の状況を呈し、親子間のストレスがもろに出現しているのである。

・その家族関係及び生活状況から考えられる潜在的餐護 ニーズとして次のことがあげられよう。

家族関係の未形成化,(夫婦関係,親子関係)いわば, 就労などのさまざまな状況下で,関係づくりが乏しい結 果をもたらしている。地域からの孤立、精神的葛藤の機会の増大、アルコール依存やギャンブルへ走りやすい、サラ金禍、犯罪・非行の増加、子どもの情緒的不安の機会の増加、遊び場の喪失、事故の増大、社会資源活用の能力格差からの低所得階層の低流化などが考えられる。 △登誕ニーズとして顕在化した状況として、調査結果にもあらわれているように、家族崩壊、親の家出、行方不明、離婚、發育意欲の低下による發育放棄、親の精神的疾病貧困、加えて児童自身の問題として非行、登校拒否、家庭内暴力、低学歴からくる生活難(貧困)未婚の母などを生み出してきている。

しかし、この養護ニーズに関する指標作成については 養護ニーズを包括的に説明しようとする根拠が存在しに くい点、いわば指標の総合化ともいえるのか、あるいは 総合的指標とでもいいうるのか、それを選定、一本化す ることは、共通基準がないために非常に困難を極めてい る。たとえば、既存の統計上の不整備が目立ち、具体的 な表示方法が定まらない状況がある。さらに意識(養護 ニーズをどうみるか)を含む指標作成も困難な状況であ る。。

△一方で、この指標化にむけて統計処理操作をする上での危険性も考えられる。たとえば、人口比や有子婦人就業率などの高低が必らずしも福祉水準の高低をあらわすものでもなく、その間隙に存在するさまざまの諸要因を(個別的な)も含めて考えねばならないことである。さらに、既存の基礎的且、経年的データーが関連諸領域間で、相互関連性をみきわめる要素が必らずしも一致することとは限らず、不明瞭な状況があること、そして比率的、数量的表現が必らずしも客観的、絶対的なものとも言い難いのである。

このような状況も肯定した上で, 尚努力を重ねてみた いと考えている。